



# 和歌山県報

発行 和歌山県  
和歌山市小松原通一丁目1番地  
毎週火、金曜日発行

目次 (\*については県例規集掲載事項) (取扱課室名) ページ

- 教育委員会規則
  - \*3 市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則 ..... 1
- 告示
  - 153 南紀用水土地改良区の役員の就退任 (農業農村整備課) ..... 2
  - 154 森林病虫害等防除法による防除命令の内容 (森林整備課) ..... 3
  - 155 " ( " ) ..... 4
  - 156 保安林の指定の解除予定 ( " ) ..... 5
  - 157 保安林の指定施業要件変更予定に係る通知の相手方の所在の不明 ( " ) ..... 5
- 人事委員会告示
  - 1 令和8年度和歌山県職員採用I種試験 (大学卒業程度) (春試験) の実施 ..... 5
  - 2 令和8年度第1回和歌山県警察官A採用試験の実施 ..... 9

## 教育委員会規則

### 和歌山県教育委員会規則第3号

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和8年2月24日

和歌山県教育委員会委員長 今 西 宏 行

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則の一部を改正する規則

市町村立学校職員の義務教育等教員特別手当に関する規則 (昭和51年和歌山県教育委員会規則第6号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定を同表の改正後欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改 正 後	改 正 前
<p>(義務教育等教員特別手当の月額) 第2条 次条第2号に定める校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員 (条例第11条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)) にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年和歌山県条例第6号。以下この項において「勤務時間条例」という。) 第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下この項において「育児休業法」という。) 第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその</p>	<p>(義務教育等教員特別手当の月額) 第2条 次条第2号に定める校務を分掌する職員の義務教育等教員特別手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額 (定年前再任用短時間勤務職員 (条例第11条第2項に規定する定年前再任用短時間勤務職員をいう。以下同じ。)) にあってはその額に職員の勤務時間、休暇等に関する条例 (平成7年和歌山県条例第6号。以下この項において「勤務時間条例」という。) 第2条第3項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、地方公務員の育児休業等に関する法律 (平成3年法律第110号。以下この項において「育児休業法」という。) 第11条第1項に規定する育児短時間勤務職員及び育児休業法第17条の規定による短時間勤務をしている職員にあってはその額に勤務時間条例第2条第2項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第1項に規定する勤務時間で除して得た数を、育児休業法第18条第1項に規定する短時間勤務職員にあってはその</p>

額に勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) とする。

(1)～(3) 略

(4) 第 1 号に規定する職員のうち、条例第 18 条の 2 の規定による夜間学級担当手当 (以下この号において「夜間学級担当手当」という。) を支給される職員で、夜間に勤務することを本務とするもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第 1 に掲げる額に 4 分の 3 を乗じて得た額 (夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあっては、別表第 1 に掲げる額)

2 略

額に勤務時間条例第 2 条第 4 項の規定により定められたその者の勤務時間を同条第 1 項に規定する勤務時間で除して得た数をそれぞれ乗じて得た額とし、その額に 1 円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額とする。) とする。

(1)～(3) 略

(4) 第 1 号に規定する職員のうち、条例第 18 条の 2 の規定による夜間学級担当手当 (以下この号において「夜間学級担当手当」という。) を支給される職員で、夜間に勤務することを本務とするもの その者の属する職務の級及びその者の受ける号給に対応する別表第 2 に掲げる額に 4 分の 3 を乗じて得た額 (夜間学級担当手当の支給を受けない期間にあっては、別表第 2 に掲げる額)

2 略

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

和歌山県告示第 153 号

土地改良法 (昭和 24 年法律第 195 号) 第 18 条第 19 項の規定により、南紀用水利土地改良区の役員について次のとおり公告する。

令和 8 年 2 月 24 日

和歌山県知事 宮 崎 泉

1 退任した役員 (令和 8 年 1 月 19 日退任)

職名	氏 名	住 所
理事	谷口文治	田辺市稲成町 1292 番地の 1
理事	廣村勝利	日高郡みなべ町東岩代 1106 番地
理事	二葉美智子	日高郡みなべ町東本庄 1737 番地 37
理事	松川嘉之	日高郡みなべ町東岩代 614 番地 1
理事	坂本国之	日高郡みなべ町東本庄 272 番地
理事	寺面克仁	日高郡みなべ町西本庄 794 番地 2
理事	大久保欽一朗	日高郡みなべ町谷口 613 番地
理事	松本直生	日高郡みなべ町筋 896 番地 2
理事	森理晃	日高郡みなべ町徳蔵 234 番地 2
理事	寄山真寛	日高郡みなべ町晩稲 758 番地
理事	木下佳英	日高郡みなべ町晩稲 303 番地 1
理事	関本卓也	日高郡みなべ町熊岡 104 番地
理事	前田信治	日高郡みなべ町気佐藤 413 番地
理事	谷口由紀夫	日高郡みなべ町山内 455 番地
理事	中井清次	日高郡みなべ町西岩代 1580 番地
理事	村上達人	田辺市上芳養 532 番地の 2
理事	尾鼻秀一	田辺市中芳養 99 番地
理事	峯康夫	田辺市芳養町 2176 番地
理事	畔田義久	田辺市上秋津 27 番地の 2
監事	辻村博明	日高郡日高町大字萩原 547 番地の 1
監事	松本誠司	日高郡みなべ町東本庄 1495 番地

監事	鳥山晃弘	田辺市芳養町3655番地
2	就任した役員 (令和8年1月20日就任)	
職名	氏名	住所
理事	坂本国之	日高郡みなべ町東本庄272番地
理事	西川祥之	日高郡みなべ町西本庄1060番地2
理事	大久保欽一郎	日高郡みなべ町谷口613番地
理事	松本直生	日高郡みなべ町筋896番地2
理事	嵯山真寛	日高郡みなべ町晩稲758番地
理事	関本卓也	日高郡みなべ町熊岡104番地
理事	岡田好浩	日高郡みなべ町埴田185番地
理事	中本憲明	日高郡みなべ町山内989番地3
理事	廣村勝利	日高郡みなべ町東岩代1106番地
理事	爰川輝彦	日高郡みなべ町西岩代1100番地
理事	村上達人	田辺市上芳養532番地の2
理事	坂本章	田辺市中芳養467番地
理事	峯康夫	田辺市芳養町2176番地
理事	谷口文治	田辺市稲成町1292番地の1
理事	永井賢治	日高郡みなべ町徳蔵304番地
理事	木下佳英	日高郡みなべ町晩稲303番地1
理事	田口訓生	日高郡みなべ町気佐藤465番地
理事	原拓生	田辺市上秋津932番地の3
理事	二葉美智子	日高郡みなべ町東本庄1737番地37
理事	山添踊香	田辺市上芳養2997番地
監事	松本誠司	日高郡みなべ町東本庄1495番地
監事	鳥山晃弘	田辺市芳養町3655番地
監事	辻村博明	日高郡日高町大字萩原547番地の1

### 和歌山県告示第154号

森林病虫害等防除法 (昭和25年法律第53号) 第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

令和8年2月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

和歌山市、紀の川市、御坊市、美浜町、印南町、みなべ町、白浜町、那智勝浦町及び串本町の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課、関係振興局農林水産振興部林務課、関係市役所及び関係町役場に備え置いて縦覧に供する。)

##### (2) 期間

令和8年4月1日から同年7月31日まで

#### 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹

木に地上から薬剤による防除を実施すること。

#### 4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

(2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。

(3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。

(4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。

(5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

### 和歌山県告示第155号

森林病虫害等防除法(昭和25年法律第53号)第5条第4項において準用する同法第3条第5項の規定に基づき、同条第1項第4号の薬剤による防除命令の内容となる事項を次のように公告する。

令和8年2月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

#### 1 区域及び期間

##### (1) 区域

紀の川市の区域に存する松林のうち次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課、那賀振興局農林水産振興部林務課及び紀の川市役所に備え置いて縦覧に供する。)

##### (2) 期間

令和8年4月1日から同年7月31日まで

#### 2 森林病虫害等の種類

松くい虫

#### 3 行うべき措置の内容

森林病虫害等の被害を受け、若しくは受けるおそれがある樹木を所有し、又は管理する者は、当該樹木に航空機から薬剤による防除を実施すること。

#### 4 命令をしようとする理由

1の(1)に掲げる区域の松林及びその周辺の松林における過去の松くい虫の被害の状況からみて、3に掲げる措置を行わなければ松くい虫の被害が異常にまん延し、同区域の松林に重大な損害を与えるおそれがあるため。

#### 5 その他必要な事項

(1) 3に掲げる措置については、森林害虫防除員の指示に従うこと。

- (2) 3に掲げる措置を行った者又はその代理人は、当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して、知事にその旨を届け出なければならない。ただし、(3)により申請書を提出する場合は、この限りでない。
- (3) 3に掲げる措置に伴う損失補償を受けようとする者は、別に定める申請書を当該措置を行った後速やかに3に掲げる樹木の所在する地域を管轄する振興局長を経由して知事に提出するものとし、知事は、その提出があったときは、当該申請者が3に掲げる措置を行ったかどうかを確認して、損失補償金の額を決定し、損失補償金を交付する。
- (4) 知事は、3に掲げる樹木を所有し、又は管理する者が、1の(2)に定める期間内に3に掲げる措置を行わないとき、行っても十分でないとき又は行う見込みがないときは、当該措置の全部又は一部を行うことがある。
- (5) 知事は、(4)の措置を行った場合において、その費用の額が3に掲げる措置を行うべき者が自らその措置の全部又は一部を行ったとした場合にその者が受けることとなるべき補償の額を超えるときは、その超える部分の額に相当する額をその者から徴収することがある。

### 和歌山県告示第156号

次のように保安林の指定の解除をする予定であるから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の2第1項の規定により、告示する。

令和8年2月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 解除予定保安林の所在場所 田辺市新庄町字中橋谷225の163（次の図に示す部分に限る。）、225の165、225の166（次の図に示す部分に限る。）、字東橋谷274の80
- 2 保安林として指定された目的 土砂の流出の防備
- 3 解除の理由 水道事業用地とするため  
（「次の図」は、省略し、その図面を和歌山県農林水産部森林林業局森林整備課及び西牟婁振興局農林水産振興部林務課並びに田辺市役所に備え置いて縦覧に供する。）

### 和歌山県告示第157号

令和7年和歌山県告示第964号（以下「告示第964号」という。）で告示した保安林の指定施業要件の変更予定に係る通知の相手方の所在が不分明であるので、森林法（昭和26年法律第249号）第189条の規定により、その通知の内容をかつらぎ町役場に掲示するとともに、その要旨を告示する。

令和8年2月24日

和歌山県知事 宮 崎 泉

- 1 所在が不分明である通知の相手方  
黒石き代  
黒石正男  
堀内堅  
堀内三佐代
- 2 指定施業要件の変更予定に係る保安林の所在場所、保安林として指定された目的及び変更後の指定施業要件  
告示第964号のとおり

## 人事委員会告示

和歌山県人事委員会告示第1号

令和8年度和歌山県職員採用I種試験（大学卒業程度）（春試験）を次の要綱により実施する。

令和8年2月24日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

令和8年度和歌山県職員採用I種試験（大学卒業程度）（春試験）要綱

1 試験区分、採用予定人員及び主な職務内容

試験区分	採用予定人員	主な職務内容
一般行政職	50人程度	知事部局、教育委員会等における事務
技術系 職 種	土木職	20人程度 知事部局等における道路及び河川事業等に関する施工監理等の業務
	農業工学職	7人程度 知事部局等における農業農村整備事業の施工監理及び農村振興の支援等に関する業務
	電気職	3人程度 知事部局等における電気設備等の施工監理及び保守管理等の業務
	機械職	1人程度 知事部局等における機械設備等の施工監理及び保守管理等の業務
	林学職	7人程度 知事部局等における森林及び林業に関する指導、普及及び試験研究並びに森林土木事業に関する施工監理等の業務

2 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。

試験区分	受験資格
一般行政職	次のいずれかに該当する人 ア 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人 イ 平成17年4月2日以降に生まれた人で、学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（同法に規定する短期大学を除く。以下「大学」という。）を卒業した人又は令和9年3月末日までに卒業見込みの人 ウ 和歌山県人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人 （注）イの要件を満たして受験した人は、採用時に大学を卒業していない場合、この試験に合格しても採用資格を失う。
技術系 職 種	土木職、農業工学職、電気職、林学職 次のいずれかに該当する人 ア 平成9年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人 イ 平成17年4月2日以降に生まれた人で、大学又は学校教育法に規定する高等専門学校（以下「高等専門学校」という。）を卒業した人又は令和9年3月末日までに卒業見込みの人 ウ 和歌山県人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人 （注）イの要件を満たして受験した人は、採用時に大学又は高等専門学校を卒業していない場合、この試験に合格しても採用資格を失う。
	機械職 次のいずれかに該当する人 ア 平成3年4月2日から平成17年4月1日までに生まれた人 イ 平成17年4月2日以降に生まれた人で、大学又は高等専門学校を卒業した人又は令和9年3月末日までに卒業見込みの人 ウ 和歌山県人事委員会がイに該当する人と同等の資格があると認める人 （注）イの要件を満たして受験した人は、採用時に大学又は高等専門学校を卒業していない場合、この試験に合格しても採用資格を失う。

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験することができない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表

第1次試験	令和8年4月2日(木)から同月13日(月)までの間で受験者が選択する1日		受験者が選択するテストセンター一会場の所在地	令和8年4月23日(木)に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
第2次試験	一般行政職	(論文試験) 令和8年5月17日(日) (面接試験) 令和8年5月18日(月)から同月20日(水)までの間で指定する1日	和歌山市	令和8年6月5日(金)に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。
	技術系職種	令和8年5月25日(月)から同月27日(水)までの間で指定する1日		

(注) 試験日及び合格発表日は変更する場合がある。

4 試験の方法及び内容

(1) 一般行政職

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験(択一式) ※	400点	公務員として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 〈出題分野〉 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語	1時間
	適性検査		通常の職務遂行に必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、面接試験の参考資料とする。	
第2次試験	論文試験	200点	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験(1,200字程度)	1時間30分
	面接試験	1,800点	人物、能力、性格等についての個別面接(2回) 自己紹介書に基づくプレゼンテーションを含む。 〈評定項目〉 態度、表現力、判断力、積極性、堅実性、協調性、総合的な評価	

※ 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

(2) 技術系職種

	試験種目	配点	内容	試験時間
第1次試験	基礎能力試験(択一式) ※	400点	前記(1)の第1次試験の基礎能力試験と同内容	1時間
	適性検査		前記(1)の第1次試験の適性検査と同内容	
第2次試験	面接試験(専門)	600点	試験区分に応じた専門性確認シートに基づく専門的知識及び能力についての個別面接 〈評定項目〉 専門的知識、表現力、判断力、積極性、総合的な評価	
	面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接 〈評定項目〉 態度、表現力、判断力、積極性、堅実性、協調性、総合的な評価	

※ 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。

(3) 試験内容等

ア 試験の内容は、大学卒業程度とする。

イ 第1次試験の合格者は第1次試験の得点順に決定し、最終合格者は第2次試験の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合は、総合得点が高くても不合格となる。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「ご応募はこちら」から「採用試験申込」のページへ移動し、当該ページの「令和8年度和歌山県職員採用I種試験（大学卒業程度）（春試験）、資格免許職職員（社会福祉士）採用試験（春試験）」を選択し、画面上の指示に従って申し込むものとする。

また、技術系職種においては、申し込む際には、和歌山県職員採用情報サイトのトップページの「試験情報」から「試験区分」のページへ移動し、当該ページの「大学卒業程度の方」を選択し、「各種様式」に掲載している「専門性確認シート」の様式をダウンロードし、作成した上で、画面上の指示に従って登録すること。

申込みが到達した場合は、「送信完了」メールを自動送信する。「送信完了」メールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」メールを送信する。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和8年3月9日（月）までに和歌山県人事委員会事務局に問い合わせること。

## (2) 受付期間

令和8年3月2日（月）午前10時から同月19日（木）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

## (3) 第1次試験の予約

(2) の受付期間が終了した後、申込みの際に申込者が登録した電子メールアドレスに、受験番号並びに第1次試験を受験するために必要なID及びパスワードが記載されたメールを送信する。当該メールを受信した後、速やかに受験を希望する試験日及びテストセンター会場に係る予約を行うこと。

なお、各試験日の各テストセンター会場において、それぞれの当該予約数が定員に達した場合には、申込者が希望する試験日又はテストセンター会場に係る予約を行うことができないおそれがある。

## (4) 第2次試験

第1次試験の合格者は、(3) のメールの内容の全てをA4サイズの紙面に印刷し、第2次試験当日に試験会場に持参すること。

## 6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、各任命権者からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。この試験の最終合格者は、原則として令和9年4月1日に採用される。ただし、欠員等の状況により、勤務可能な人は同日より前に採用される場合がある。

(2) 採用時の給料等の月額は、247,932円（令和7年4月1日現在において、一般行政職にあつては大学卒業程度、技術系職種にあつては大学又は高等専門学校卒業程度の学歴を有する者であつて、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。））で、民間企業等の職歴、大学卒業を超える学歴その他の経歴に応じて当該額より多い額となる。

このほか、職員の給与に関する条例（昭和28年和歌山県条例第51号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

## 7 車椅子・ルーペの使用、拡大文字・点字等による受験

この試験については、車椅子・ルーペの使用、拡大文字等による受験が可能であるので、希望する人は和歌山県人事委員会事務局に申し出ること。

また、一般行政職については、点字受験が可能であるので、同様に申し出ること。

## 8 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」メールを送信するので、当該メールに

記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間
第1次試験	第1次試験不合格者	得点、順位及び合格基準に達していない場合は、その旨	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間
第2次試験	第2次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験の順位並びに第2次試験の総合得点及び総合順位	

### 9 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

メールアドレス e2101001@pref.wakayama.lg.jp

### 和歌山県人事委員会告示第2号

令和8年度第1回和歌山県警察官A採用試験を次の要綱により実施する。

令和8年2月24日

和歌山県人事委員会委員長 平 田 健 正

#### 令和8年度第1回和歌山県警察官A採用試験要綱

### 1 試験区分、採用予定人員及び職務内容

試験区分		採用予定人員	職務内容
警 察 官 A	男性	36人程度	個人の生命、身体及び財産の保護、犯罪の予防、鎮圧及び捜査、被疑者の逮捕、交通の取締りその他公共の安全と秩序の維持
	女性	11人程度	

注 採用予定人員は、退職者の状況等により変更する場合がある。

### 2 受験資格

受験資格は、次のとおりとする。

試験区分	学歴・資格等	年齢及び性別
警 察 官 A	ア 学校教育法（昭和22年法律第26号）に規定する大学（同法に規定する短期大学を除く。）を卒業した人又は令和9年3月末日までに卒業見込みの人	平成6年4月2日以降に生まれた男性
	イ 和歌山県人事委員会がアに該当する人と同等の資格があると認める人 （注）アの要件を満たして受験した人は、採用時に大学を卒業していない場合、この試験に合格しても採用資格を失う。	平成6年4月2日以降に生まれた女性

ただし、次のいずれかに該当する人は、受験することができない。

ア 日本国籍を有しない人

イ 地方公務員法（昭和25年法律第261号）第16条各号のいずれかに該当する人

ウ 民法の一部を改正する法律（平成11年法律第149号）附則第3条第3項の規定により従前の例によることとされる準禁治産者

注 受験資格について不明な点がある場合は、和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

### 3 試験日、試験地及び合格発表

	試験日	試験地	合格発表
第1次試験	令和8年5月9日(土)	和歌山市 田辺市	令和8年5月21日(木)午後3時に和歌山県警察のホームページに掲載する。
第2次試験	令和8年6月3日(水)及び、同月4日(木)又は同月5日(金)のうち和歌山県警察本部が指定する1日の計2日	和歌山市	令和8年6月17日(水)午後3時に和歌山県警察のホームページに掲載する。
第3次試験	令和8年7月2日(木)又は同月3日(金)のうち、和歌山県人事委員会が指定する1日	和歌山市	令和8年7月21日(火)午後3時に和歌山県職員採用情報サイトに掲載する。

注 試験日及び合格発表日は、変更する場合がある。

#### 4 試験の方法及び内容

##### (1) 第1次試験

試験種目等	配点	内容
基礎能力試験 (択一式1時間) ※1	500点	警察官として必要な一般的知識及び能力についての筆記試験 出題数120題を全問必須解答とする。 (出題分野) 文章読解能力、数的能力、論理的思考能力、一般知識、基礎英語
資格加点 ※2		別表に掲げる対象となる資格等を有する者又は当該対象となる資格等に合格した者の第1次試験の得点に加点する。
適性検査		職務遂行上必要な適性についての検査。 なお、検査結果は、第2次試験及び第3次試験における面接試験の参考資料とする。

※1 基礎能力試験は、SCOA総合適性検査を実施する。基礎能力試験の内容は、大学卒業程度で行う。

※2 資格加点については、受験申込みの際に証明書の写しを添付の上、申請を行い、第1次試験当日に原本を提示した場合に限り、加点の対象とする。また、資格加点の対象となる資格等及び点数は別表のとおりとし、複数の資格等を有する場合は、最も高い点数のもののみを加点する。

なお、柔道の段位については公益財団法人講道館から、剣道の段位については公益財団法人全日本剣道連盟(令和2年9月15日までの間においては一般財団法人全日本剣道連盟)から授与されたものに限り、情報処理については平成13年度以降に実施されたものに限る。

##### 別表

	対象となる資格等	点数
柔道及び剣道	3段以上	50点
	2段	40点
	初段	30点
語学(英語)	・実用英語技能検定1級 ・TOEIC 900点以上 ・TOEFL(iBT) 101点以上 ・TOEFL(PBT) 607点以上 ・TOEFL(CBT) 253点以上 ・国際連合公用語英語検定試験A級以上	50点
	・実用英語技能検定準1級 ・TOEIC 700点以上900点未満 ・TOEFL(iBT) 76点以上101点未満 ・TOEFL(PBT) 540点以上607点未満 ・TOEFL(CBT) 207点以上253点未満 ・国際連合公用語英語検定試験B級	40点
	・実用英語技能検定2級 ・TOEIC 500点以上700点未満 ・TOEFL(iBT) 52点以上76点未満 ・TOEFL(PBT) 470点以上540点未満 ・TOEFL(CBT) 150点以上207点未満	30点

	・国際連合公用語英語検定試験C級	
情報処理	・ITストラテジスト試験 ・システムアーキテクト試験 ・プロジェクトマネージャ試験 ・ネットワークスペシャリスト試験 ・データベーススペシャリスト試験 ・エンベデッドシステムスペシャリスト試験 ・ITサービスマネージャ試験 ・システム監査技術者試験 ・応用情報技術者試験 ・情報セキュリティスペシャリスト試験 ・情報処理安全確保支援士試験 ・システムアナリスト試験 ・アプリケーションエンジニア試験 ・ソフトウェア開発技術者試験 ・テクニカルエンジニア（ネットワーク）試験 ・テクニカルエンジニア（データベース）試験 ・テクニカルエンジニア（システム管理）試験 ・テクニカルエンジニア（エンベデッドシステム）試験 ・テクニカルエンジニア（情報セキュリティ）試験 ・情報セキュリティアドミニストレータ試験 ・上級システムアドミニストレータ試験	50点
	・基本情報技術者試験 ・情報セキュリティマネジメント試験	40点
	・ITパスポート試験 ・初級システムアドミニストレータ試験	30点
	・日商簿記検定1級	50点
財務	・日商簿記検定2級	30点

(2) 第2次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	600点	人物、能力、性格等についての個別面接 (評定項目) 態度、表現力、判断力、積極性、堅実性、協調性、総合的な評価
体力試験	200点	職務遂行上必要な体力についての試験（立幅跳び、腕立伏臥腕屈伸、反復横跳び及び往復持久走）
論文試験 (1時間30分)	200点 ※	一定のテーマによる識見、表現力、判断力等についての記述試験（1,200字程度）
身体検査		職務遂行上必要な身体的条件を有するか否かについての検査
身体精密検査		職務遂行上必要な健康度を有するか否かについての検査（胸部疾患・伝染性疾患・心臓疾患等の有無及び聴力・色覚等を判定するため、レントゲン検査・血液検査・尿検査等を行う。）

※ 論文試験の採点は、第3次試験で行う。

また、別途作成する本試験案内に令和7年度の論文のテーマを掲載する。

(第2次試験における身体検査及び身体精密検査の基準)

検査項目	合格基準
視力	裸眼視力が両眼とも0.6以上又は矯正視力が両眼とも1.0以上であること。
色覚	職務遂行に支障がないこと。
その他 (胸部疾患、伝染性疾患、心臓疾患等の有無及び聴力等)	職務遂行に支障がないこと。

注 上記検査項目のうち、視力については合格基準を下回る場合に、色覚及びその他については、い

れか一つでも職務遂行に支障があると認められる場合には不合格となる。

(3) 第3次試験

試験種目	配点	内容
面接試験	1,200点	人物、能力、性格等についての個別面接 〈評定項目〉 態度、表現力、判断力、積極性、堅実性、協調性、総合的な評価

第1次試験の合格者は第1次試験の総合得点順に決定し、第2次試験の合格者は第2次試験の総合得点順に決定する。第3次試験の合格者は、第2次試験及び第3次試験の総合得点順に決定する。ただし、各試験種目（第1次試験の適性検査を除く。）には合格基準があり、一つでも基準に達しないものがある場合には、総合得点が高くても不合格となる。

また、資格加点については、基礎能力試験の合格基準を満たさない者には加点しない。

5 受験手続及び受付期間

(1) 申込方法

インターネットにより、和歌山県警察本部ホームページの「採用情報」欄にある「試験情報」を選択し、「令和8年度第1回和歌山県警察官A採用試験」の電子申請サービスを選択して画面上の指示に従って申し込むものとする。

なお、インターネットによる申込みができない場合は、必ず令和8年4月2日（木）までに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

(2) 受付期間

令和8年3月2日（月）午前10時から同年4月10日（金）午後4時までに受信したものを受け付ける。ただし、電子申請サービスの管理運営上の都合により変更する場合がある。

(3) 受験票の発行

申込みが到達した場合は、「送信完了」のメールを自動送信する。その後、申込みを受理した場合は、「審査完了」のメールを送信する。受験票は、受付期間終了後に電子申請サービス内で発行する。受験票を発行した場合は、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、メールに記載する指示に従い受験票ファイルをダウンロードし、A4サイズの紙面に印刷すること。「送信完了」のメールが届かないときは、申込みが到達していない可能性があるため、速やかに和歌山県警察本部警務課に問い合わせること。

試験当日は、受験票を必ず持参すること。

6 合格から採用まで

(1) この試験の最終合格者は、それぞれの試験区分ごとに作成する和歌山県人事委員会の採用候補者名簿に登載され、警察本部長からの請求により和歌山県人事委員会が提示し、その中から採用者が決定される。

なお、最終合格者数は、最終合格発表後の辞退者等を考慮して採用予定人員よりも多く決定する場合があるため、最終合格者のうち採用待機者とされた人は採用されない場合がある。また、警察官に必要な適格性を欠くことが明らかとなったときにおいても、採用されない場合がある。採用候補者名簿の有効期間は、当該名簿が確定した日から原則として1年間である。

警察官Aの試験区分で受験した者のうち、大学卒業見込みで受験した者は、令和9年3月末日までに卒業できない場合、採用資格を失う。

採用時期は、卒業見込み者については令和9年4月以降、既卒者については令和8年10月以降の予定である。

(2) 採用者は、和歌山県巡査に任命され、6か月間警察学校に入校し、卒業後県内の各警察署に配属される。

## 7 給与等

## (1) 給与

採用時の給料等の月額は、277,150円（令和7年4月1日現在において大学卒業の学歴を有する者であって、和歌山市を勤務地とする場合の額（地域手当を含む。））で、民間企業等の職歴、大学卒業を超える学歴その他の経歴に応じて当該額より多い額となる。

このほか、警察職員の給与に関する条例（昭和29年和歌山県条例第21号）等の定めに従い、扶養手当、住居手当、通勤手当、期末手当、勤勉手当等が支給される。

## (2) 住宅

警察学校入校期間中は、全寮制である。また、各警察署に住宅の設備がある。

## 8 昇任

所定の年限を勤務すると、昇任試験に合格することにより昇任することができる。

## 9 試験結果の情報提供

この試験の結果について、「和歌山県電子申請サービス」により、以下のとおり情報提供を受けることができる。

情報提供の手続きは、「申請に対する電子文書発行のお知らせ」のメールを送信するので、当該メールに記載する方法で試験結果情報提供ファイルを表示するものとする。

試験の種類	情報提供の対象者	内容	期間	情報提供の実施機関
第1次試験	第1次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験の総合得点及び総合順位	合格発表の日の翌日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午後3時から1か月間	和歌山県警察本部
第2次試験	第2次試験不合格者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目並びに第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位		
第3次試験	第3次試験受験者	試験種目別の得点、合格基準に達していない試験種目、第1次試験及び第2次試験の総合得点及び総合順位並びに第2次試験及び第3次試験を合わせた総合得点及び総合順位		和歌山県人事委員会事務局

## 10 その他

この試験についての問合せ先は、次のとおりとする。

## (1) 和歌山県人事委員会事務局

和歌山市小松原通一丁目1番地

郵便番号 640-8585

電話番号 073-441-3763

ファクシミリ番号 073-433-4085

メールアドレス e2101001@pref.wakayama.lg.jp

## (2) 和歌山県警察本部警務課

和歌山市小松原通一丁目1番地1

郵便番号 640-8588

電話番号 073-423-0110

ファクシミリ番号 073-423-0560

メールアドレス e8003003@pref.wakayama.lg.jp